

## 令和5年度 第11回役員会議事要旨

日 時 令和5年9月13日（水） 13時00分～14時12分

場 所 Web会議

出席者 学長、渡理事、山下理事、寺本理事、石田理事、北村理事、竹下理事

欠席者 なし

陪席者 三島副学長、佐々木監事、南谷監事、野口附属病院長

### 1 報告事項

#### (1) 附属病院経営状況について

野口附属病院長から、令和5年度附属病院収支実績及び見込（～6月実績）、7月特定保険医療材料高額品目実績（直近6か月まで）、医事データを用いた粗収入試算、診療稼働実績累計等について説明があった。

#### (2) 新体制について

総務課長から、令和5年10月1日付の新運営体制について報告があった。

#### (3) 令和5年度内部統制システムにおけるモニタリング（第1回）の実施結果について

渡理事から、令和5年度内部統制システムにおけるモニタリングの第1回を実施した旨、モニタリング項目及びモニタリング実施結果及びモニタリング実施結果のうち、改善に向けた対応が必要となっている項目等について、説明があった。

#### (4) 国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」の改訂について

三島副学長から、国の水際対策の緩和等を受け、「教職員等の海外渡航に関する指針」を改訂する旨の報告があった。また、海外安全情報カテゴリーに応じた対応、保険への加入、リスクマネジメントに関する情報提供についての説明があった。

#### (5) 国立大学法人佐賀大学「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する当面の方針」の廃止について

三島副学長から、国の水際対策の緩和等を受け、「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する当面の方針」を廃止する旨の報告があった。

## 2 協議事項

### (1) リール大学との学術交流協定締結について（部局間協定から拡大）

三島副学長から、リール大学との学術交流協定について、これまでの共同研究に加えて、新たに研究交流を行うため、2023年10月から5年間の学術交流協定の拡大締結を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

### (2) 教職大学院認証評価の受審について

渡理事から、学校教育法第109条第3項及び学校教育法施行令第40条に基づき、学校教育学研究科が令和6年度に教職大学院認証評価を受審する旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

### (3) 令和2及び3年度実績に基づく自己点検・評価書（総括）（案）について

渡理事から、学校教育法109条に基づき、大学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その結果を公表することと規定されているため、今回、令和2及び3年度を対象として作成し、その結果を公表する旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会及び経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

### (4) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告（令和5年度）について

渡理事から、国立大学法人ガバナンス・コードについては、国立大学法人において各原則に対する適合状況を確認し、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」を公表することが求められている旨、本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況及び各原則に基づく公表内容等について、説明があった。

なお、本件については、経営協議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

### (5) 佐賀大学教育委員会規則の一部改正について

山下理事から、全学的な教育をけん引する組織が企画を提案し、プロジェクトの展開実施・構成員の意識向上等を通じて佐賀大学の教育を活性化させるため、佐賀大学教育委員会規則の改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

- (6) 国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則の改正について  
寺本理事から、研究戦略推進機構の位置づけ及び名称の変更、研究戦略マネジメント室企画会議の設置定義の見直しを行うため、国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則の改正を行う旨の説明があった。  
なお、本件については、教育研究評議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。
- (7) フューチャー・リソース推進プラットフォーム設置規程の制定について  
寺本理事から、「海洋エネルギー研究所」を中核とした学内F R 関連研究の一元化により、本学独自のプロセス型研究を基軸として、転換技術の革新によるF R の創出を担うため、「フューチャー・リソース推進プラットフォーム設置規程」(案)を制定する旨の説明があった。  
なお、本件については、教育研究評議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。
- (8) さが藻類産業共同研究講座の設置(新規)について  
寺本理事から、一般社団法人さが藻類バイオマス協議会より「さが藻類産業共同研究講座」の新規設置の申し込みがあった旨及び設置期間等について説明があった。  
なお、本件については、教育研究評議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

### 3 審議事項

- (1) 国立大学法人佐賀大学におけるネーミングライツ事業に関する基本方針の制定について  
環境施設部長から、保有資産の積極的な活用の観点から、国立大学法人佐賀大学におけるネーミングライツ事業に関する基本方針を制定し、基本方針制定後、付随する各種要項を作成し、運用を開始する旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (2) 国立大学法人佐賀大学顧問について  
総務課長から、本学の円滑な運営に資するため、各界の情報等を広く収集することを目的とし、陶芸家で人間国宝の井上萬二氏に、引き続き令和6年9月30日までの1年間、顧問を委嘱する旨、説明があり、審議の結果、了承された。
- (3) 国立大学法人佐賀大学学長特別補佐について  
総務課長より、学外の有識者に大学運営への助言、協力をいただくために設けている学長特別補佐について、吉永達雄氏及び北村博氏に令和6年9月30日までの1年間、学長特別補佐を委嘱する旨、説明があり、審議の結果、了承された。

以 上